



沖縄労働局発表
平成29年9月1日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 松野 明広 賃金室長 嘉手納 尚 電話：098-868-3421
----	---

平成29年度沖縄県最低賃金時間額は『737円』 平成29年10月1日（日）に発効

沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月3日、沖縄労働局長（待鳥 浩二）から沖縄地方最低賃金審議会（会長 宮國 英男）に対し諮問を行い、同審議会は、審議の結果、8月4日、現行の最低賃金の時間額714円を23円引き上げ（引上率3.22%）、737円に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、異議申出手続き等の処理を経て、8月22日に沖縄県最低賃金の改正を決定しました。官報公示は、本で行われ、平成29年10月1日（日）から効力を発する。

- 1 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則が適用される。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）
- 2 沖縄労働局では、平成29年度最低賃金の改正に当たり、県内各市町村や事業者、労働者団体などの協力を得て、周知を図るほか、労働局幹部などによる街頭キャンペーン等を行うことを予定している。
- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話0120-420-780）を設けており、職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」については、拡充が図られている。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403）



沖縄県最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日から 「**737 円**」に改正されます！

沖縄県最低賃金 発効日 平成 29 年 10 月 1 日	現行 714 円		改正後 737 円
---	--------------------	--	---------------------

☆ 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）

☆ 特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

- ①糖類製造業（726円）、②新聞業（795円）、③各種商品小売業（723円）、
④自動車（新車）小売業（732円）

※ ①、③、④については、10月1日以降、特定（産業別）最低賃金が改正されるまでの間、上記沖縄県最低賃金（737円）が適用されることとなります。

《最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業》

- ・ さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 0120-420-780）を設置しています。
- ・ 職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」制度があります。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話 098-868-4403）

お問合せ：沖縄労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省 沖縄労働局